

## 農林水産省行政効率化推進計画

平成16年6月15日  
農 林 水 産 省  
平成17年6月30日改定  
平成18年8月29日改定

### 1. 公用車の効率化

#### (これまでの取組)

- 運転手の退職後に運転業務を民間に委託。
- 幹部用車について、一般職員も共用で活用することで効率的に運用。
- 低公害車への交換やアイドリングストップの励行等により燃料費を節減。
- 公用自転車の導入により公用車の利用を抑制。
- 平成17年度までに公用車を12台削減済み。

#### (今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 運転手の退職時期や車両の交換時期にあわせて平成25年度までに21台削減。
- 運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に運転手を補充する場合には、再任用制度の活用も含めて検討。
- ETCの利用により高速道路料金を節減（平成16年度より）（平成16年度までに全車にETCを搭載済み）。
- これらの取組について平成19年度に見直し。
- 所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請。（平成16年度より逐次実施）

### 2. 公共調達の効率化

#### (これまでの取組)

- 電子入札・開札の推進

電子入札・開札の運用を開始。（本省調達分）

○ 競争性に着目した調達の推進

競争性に着目した仕様、規格等により経済性を重視した調達を実施。

- ① 電話会社選択サービスの導入により電話料金を節減。
- ② 事務用品（机等）の四半期毎の一括購入により調達事務を合理化。
- ③ 電力料金の低減を図るため、電力小売りの自由化を踏まえて随意契約から一般競争契約に変更。
- ④ WTO協定による公告基準の対象外となる一定金額以下の調達についても、総務省ホームページの調達情報欄に入札公告を掲載。
- ⑤ 政府米の保管について、各倉庫業者に保管料単価引下げを打診し、引き下げ幅の大きい業者から優先して契約することにより、経費を削減。
- ⑥ 政府麦の保管について、保管料単価の引下げにより、経費を削減。

○ E S C O事業導入に当たっての事前診断を平成17年度に実施したが、

- ①省エネ機器が導入済み（Hf照明機器、空調機インバータ等）、②運用の省エネ化を実施済み（運転時間短縮等）、③今後考えられるのは投資対効果の低い対策との理由でE S C O事業が適さないと判断された。

○ 随意契約の適正な運用等

平成17年4月に、監査部局に対し、平成17年度の会計監査において随意契約の重点監査を実施するよう文書を発出し、平成17年6月以降監査部局において監査を実施。

**（今後の取組計画）**

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

- ① 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大しており、平成18年度においては、予定価格が7.3億円以上としていたものを、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、2億円以上に拡大を図り、2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等

のための措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努めることとする。また、昨年に引き続き一般競争入札による調達割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

② 公共工事については、事業特性に応じた独自の改革により、一般競争入札の対象を5年間で概ね8割（金額ベース）まで拡大することとする。

③ 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成17年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

④ その他の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、原則、一般競争入札によることとする。一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

⑤ 公共工事の競争入札参加資格として、特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することを一層徹底。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表。

○ 適切な競争参加資格の設定等

① 公共工事については、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価。

② 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

○ 随意契約の適正な運用等（平成16年度より逐次実施）

① 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を引き続き厳格に実施。

② 随意契約のうち、いわゆる少額随契の金額を超えるものについては、HPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表。

また、少額随契による場合においても、見積合わせを行うなど競争的手法の導入に努める。

- ③ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。
- ④ 農林水産省会計監査規程に基づき平成18年度監査実施基本方針を定め、随意契約の適切性及び随意契約に係る情報の公表の適切な実施について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。
- ⑤ 平成18年6月に作成した「随意契約見直し計画」により、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

○ 落札率1事案への対応等

- ① 建設工事は2億円以上、その他はWTO政府調達協定の基準金額以上の公共調達について、落札率を一覧表にして公表。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
- ② 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格をより適正に設定。
- ③ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、予定価格をより適正に設定。
- ④ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。（再掲）
- ⑤ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には履行期の適切な確保等を考慮した上でなるべく再度公告入札を実施。

○ 国庫債務負担行為の活用

- ① コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ② 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて、それぞれ、平成17年4月に決定した最適化計画に基づく最適化の実施に当たり、モデル事

業として、国庫債務負担行為による複数年契約により実施。今後とも、複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施。

- その他（平成16年度より逐次実施）
  - ① 物品等の調達に当たって銘柄指定はできる限り行わないなどの徹底した仕様の見直し・合理化によりコストを削減。（過剰仕様等の排除）
  - ② 電話料金の割引制度を引き続き活用。
  - ③ 事務用品の一括購入を引き続き活用。
  - ④ 電力供給契約の入札を引き続き実施。
  - ⑤ 電子入札システムを引き続き活用。
  - ⑥ 競争性に着目した調達を推進するため、これまでの取組を引き続き実施しつつ、さらなる経済性に資する調達方法を検討。
  - ⑦ 競争入札の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

### 3. 公共事業のコスト縮減

（これまでの取組）

- 公共工事コスト縮減対策に関する行動指針（平成9～11年度）
  - ① 農業農村整備事業のコスト縮減計画
  - ② 森林整備事業等のコスト縮減計画
  - ③ 水産関係公共事業のコスト縮減計画
    - ◇取組内容：平成8年度比で10%の工事コストの縮減
    - ◇実施状況：平成11年度に縮減目標を達成
- 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（平成12～20年度）
  - ① 農業農村整備事業等の新コスト縮減計画
  - ② 森林整備事業等の新コスト縮減計画
  - ③ 水産関係公共事業の新コスト縮減計画
    - ◇ 取組内容：
      - ・ 工事コストの低減
      - ・ 工事の時間的コストの低減

- ・施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減
- ・工事における社会的コストの低減
- ・工事の効率性向上による長期的コストの低減

◇ 実施状況：平成14年度の工事コストの低減実績（H8年度比）  
→ 12.9%（物価の下落等を含めると20.6%）

○ 公共事業コスト構造改革プログラム（平成15～19年度）

- ① 農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム
- ② 林野公共事業コスト構造改革プログラム
- ③ 水産関係公共事業コスト構造改革プログラム

◇ 取組内容：事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減率を設定し、その15%縮減（平成14年度比）を目指す。

◇ 実施状況：平成16年度の工事コストの縮減実績（平成14年度比）  
→ 6.7%（物価の下落等を含めると7.7%）

([http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050930press\\_4.html](http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050930press_4.html))

**（今後の取組計画）**

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 計画・設計等の見直し

コスト縮減、地域や目的に応じた合理的な設計・施工等の観点から、設計基準「農道」をはじめとした設計基準類を順次見直し、弾力的な計画・設計を促進。（平成16年度は「農道」を改定。平成17年度は「ポンプ場」を改定。平成18年度は①設計基準「頭首工」について改定に着手。②「治山技術基準」の改訂に向け、委託調査等を実施予定。）

○ 新技術の開発・活用

① 今後の農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発の方向等を定めた「農業農村整備事業に関する新たな技術開発五カ年計画」を策定し、それを踏まえた新技術開発を官民の密接な連携により推進。（平成16年度より）

- ② 民間等が開発した新技術の導入事例を普及マニュアルとして整備し、施設の計画・設計に積極的に活用。（平成16年度より）
- 入札・契約の見直し
  - ① 工事入札契約について、入札時VE、総合評価方式の実施に関する目標値を定めるとともに、総合評価方式については平成18年度より大幅に拡大。（平成16年度より目標値を設定）
  - ② 工事入札契約について、引き続き、大規模かつ難易度の高い工事に入札後契約前VEを試行実施。（平成16年度より）
  - ③ 「要求性能」を提示し、それを満足する民間の技術提案を求めた上で、入札を行う「性能規定発注方式」の試行を用水路工事で実施。（平成17年度より）
  - ④ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績評定のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映。（平成16年度より）
  - ⑤ 工事、業務の入札に電子入札を導入。（平成16年度より）
- 積算の見直し
  - ① 「積み上げ方式」から「施工単価方式（ユニットプライス型積算方式）」への積算体系の転換に向けた検討・試行。（平成16年度より直轄工事の管水路工事においてデータ収集を開始。平成17年度は試行に向けたユニット単価等を作成し、平成18年度は管水路工事において試行を実施。）
  - ② インターネット等を利用した主要資材価格等の見積徴収方式を試行し、予定価格をより適正に設定。（平成16年度より一部の直轄工事において試行）
- 農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の推進
  - 地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式を推進マニュアル等を活用して、積極的に推進。（平成16年度より直営施工方式を拡大）
- 資源循環の促進
  - 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の一環として、環境への負荷を軽減し工事における社会的コストを低減する観点から地域材の利用（遊歩道、水路、用地等の境界に設ける安全柵・手すりを木製化）を引き続き促進。（平成16年度より）

#### 4. 電子政府関係の効率化

##### (これまでの取組)

##### ○ 業務・システムの最適化

- ① 旧式（レガシー）システムに該当する総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて、最適化計画を平成17年4月に決定。
- ② 農林水産省共同利用電子計算機システム、生鮮食料品流通情報データ通信システム、動物検疫業務及び植物検疫業務並びに農林水産省情報ネットワークについて、最適化計画を平成18年3月に決定。
- ③ 各業務・システムの各最適化計画に最適化効果指標・サービス指標一覧を平成18年6月に追加。

##### ○ その他

##### ① オンライン化の推進

農林水産省電子申請システムにおいて、農林水産省単管及び共管のうち農林水産省を窓口とする申請・届出等手続全てについて、24時間365日受付を開始。

##### ② オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化による効率化の実をあげるため、「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、平成17年度末までに421手続について、手続の廃止、添付書類の削減・廃止等の簡素化・合理化を実施。

##### ③ 利用者の視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

- ・ e-Govに農林水産省の手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を登録し、情報提供を開始。
- ・ 農林水産省ホームページにおいて告示・通知の情報提供を開始。

##### ④ C I O補佐官の設置

農林水産省の情報化統括責任者（C I O）等に対する支援・助言を行うC I O補佐官に外部専門家を登用。

##### ⑤ 国家公務員の給与の全額振込化

国家公務員給与の全額振込化について、平成17年度末までに、100%の実施を達成。

- ⑥ 平成17年度に文書管理等業務（接受・作成、流通、保存等）及びそれに関連するシステムの現状分析等を実施。
- ⑦ 業務・システム最適化推進体制の強化  
各業務・システムの最適化を推進する個別管理組織、それを統括する農林水産省全体管理組織（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO））を整備。

### （今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化
  - ① 各府省に共通する業務・システム
    - ・ 電子申請等受付業務については、最適化計画に基づき整備された府省共通の窓口システムと連携できるように、当省の電子申請システムを平成18年度末までに改修する。
  - ② 個別府省の業務・システム
    - 各業務・システムについて、各最適化計画に基づき以下のとおり早期かつ着実な最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減等を図る。
    - ・ 国有林野事業関係業務の業務・システム及び農林水産省共同利用電子計算機システムについては、平成18年度末までに、また、総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムについては、平成19年度末までにシステム開発を完了し、新システムによる運用を開始。
    - ・ 農林水産省情報ネットワークについては、省内ネットワークの回線統合・増速等の最適化に着手。
    - ・ 動物検疫業務及び植物検疫業務並びに生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システム最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。
  - ③ オンライン化に対応した減量・効率化
    - 年間申請件数が10万件以上の3手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）については、既にオンライン利用率はいずれも8割以上となっているが、平成18年3月に決定された「オンライン利用促進のた

めの行動計画」に基づき、広報・普及活動等を通じ一層のオンライン利用率の向上を目指す。

## 5. アウトソーシング

### (これまでの取組)

- 執務庁舎の警備・清掃・設備等保守管理業務
- 職員宿舍の設備等保守管理業務
- 厚生施設の保守管理業務
- 庁内LAN等の情報システムの保守管理業務
- 公用車の運転業務
- ホームページの作成・管理業務
- 広報番組等作成業務
- 電話交換業務
- 定期刊行物等の発送業務
- 各種データ入力業務
- 語学研修業務
- 審議会等議事録作成業務
- ローカル紙のクリッピング業務
- シンポジウム・会議等のアレンジ業務
- 通訳・翻訳業務
- 統計調査業務
- 会計検査院への提出書類（証拠書類等）の製本業務
- レセプト（診療報酬明細書）の再審査事務
- 図書閲覧対応業務
- 本省診療所受付医事業務
- 競馬の実施に関する事務の一部を私人に委託することができるよう競馬法の一部を改正
- PFIの先進的な取組を行っている府省の実績について省内で学習会等を実施

### (今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 政府倉庫の日常的管理業務等について、外部委託を実施。（平成18年度より順次実施）
- 農林水産統計調査については、新たな「食料・農業・農村基本計画」を始めとする農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、既に生産統計・流通統計の分野を中心として調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを平成16年12月に決定し、職員調査を必要最小限にしていくこととしたところであり、統計調査のアウトソーシングを平成17年度より順次実施しているところであるが、これに加え、経営所得安定対策等大綱等による農政改革の進捗状況に対応して、また、行政改革推進法の趣旨に沿って、主に経営統計の分野で事務の減量化に向けた業務内容の精査を行った結果、平成22年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施することを決定。
- 高度な専門知識を要するため職員での対応が困難な情報処理業務の契約等の在り方について、外部専門家に適切な助言を求め、適正な契約に努める。（平成17年度より）

## 6. IP電話の導入等通信費の削減

### （これまでの取組）

- 農林水産政策研究所及び地方支分部局に試行導入し、費用対効果や技術面での検討を行った。  
平成18年度における削減効果見込（通話料金） ▲1,283千円

### （今後の取組計画）

- 平成18年度に行う農林水産本省の電話交換機の更新に際し、IP電話方式をはじめとして、通信の信頼性の確保と経費削減効果の観点で最も有効な方式を検討し導入する。

## 7. 統計調査の合理化

### （これまでの取組）

- 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

新たな「食料・農業・農村基本計画」をはじめとする農政改革の推進、平成15年12月に取りまとめられた「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」等に対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを決定。見直しの具体化のための工程表（以下「工程表」という。）を作成。

○ ITの活用

- ① OCR（光学的に調査票をコンピュータに読み取る装置）を導入。
- ② FDによるデータの収集、オンライン調査を推進。
- ③ 都道府県、市町村ごとの農林水産業に関する様々なデータを地図・グラフを交えわかりやすく編集した「わがマチ・わがムラ」など、インターネットホームページによる統計の提供を充実。

○ アウトソーシング

- ① 調査員調査・郵送調査を実施。
- ② 集計プログラムの作成、データ入力等調査実施以外の業務について、競争入札により民間委託。

**（今後の取組計画）**

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

- ① 農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行うこととし、平成22年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。
- ② 統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を向こう5年間で1,904人純減する。
- ③ 平成17年度に開催した有識者の懇談会の報告を踏まえ、公表物の改善、広報・提供の手法、農林水産統計の加工・分析の手法等について改善を実施。

○ ITの活用

- ① 上記懇談会の報告を踏まえ、ホームページを活用したデータベース等の提供の改善を行い、様々なユーザーのニーズに対応。
- ② 平成18年3月に策定した農林水産省共同利用電子計算機シス

テム及び生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。

- ③ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、オンライン調査を導入。（平成20年度より実施）

#### ○ アウトソーシング

平成22年度末までに、原則としてすべての統計調査について、調査員調査化等の統計調査のアウトソーシングを実施。（平成17年度より順次実施）

### 8. 国民との定期的な連絡に関する効率化

（該当なし）

### 9. 出張旅費の効率化

（これまでの取組）

- 平成16年度より、旅行命令の必要性・出張期間等を精査しつつ、出張の妥当性について事後監査を実施。

（今後の取組計画）

- 農林水産省会計監査規程に基づき平成18年度監査実施基本方針を定め、出張の効率的な実施及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。
- 航空機を積極的に利用し出張期間を短縮することにより経費を節減。（平成16年度より）
- 単身赴任者等が出張先で自宅等に宿泊した場合に宿泊料を調整して支給することにより経費を節減。（平成16年度より）
- 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。特に、昨今の国際航空線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引制度を利用。（平成16年度より）

- 旅費支払業務の見直しにより、旅費請求から支払いまでの期間を短縮。（平成17年度より）
- 在勤地内旅行に伴う交通費の実費支払いにパスネット等を活用し、支払件数の削減及び手続の簡素化を実施。（平成17年度より）
- 外国旅行における旅行命令権者を大臣から各局庁の長等に委任する規則改正を行い、事務の簡素化・効率化を図る。（平成18年度より）
- 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。
- 出張旅費の効率的な使用を図るため、上記内容を文書により周知徹底。（平成16年度より）

#### 10. 交際費等の効率化

##### （今後の取組計画）

- 交際費は、儀礼的・社交的な意味あいでも部外者に対し支出する贈与的性格を有する経費として、大臣等が海外出張した際に相手国要人に贈呈する土産や諸外国高官へのグリーティングカードの購入等に支出しているが、今後においても、このような交際費の性格及び職務関連性を一層厳しく確認の上、適正に運用。
- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。

#### 11. 国の広報印刷物への広告掲載

##### （これまでの取組）

- 平成17年度において、広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入を確保した。
  - ・ 「ジュニア農林水産白書」
  - 広告料収入実績：105千円

##### （今後の取組計画）

- 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成18年度において、広報印刷物「食と農の扉」等を広告媒体として活用することによ

り、広告料収入の確保に努める。

## 12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

### (これまでの取組)

- 省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等のため、本省に環境管理システムを導入し、平成18年3月にISO14001を認証取得した。

### (今後の取組計画)

- 本省において、ISO14001に基づく環境管理システムの継続的運用を図り、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等に努める。
  - ① エネルギー使用量の抑制
    - ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、暑さや寒さをしのぎやすい服装での執務を促進。
    - ・ OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量を抑制。
    - ・ 太陽光発電施設の整備（本省以外の地方出先機関）（平成16年度より逐次実施）
  - ② 資源の節約、廃棄物の削減
    - ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減。
    - ・ 節水コマの取り付け等により節水を推進。
    - ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを推進。
- 再生産可能で環境への負荷が小さい木材の利用の推進
  - ・ 庁舎の建築等に当たっては木材の利用を推進するとともに、備品及び消耗品の購入に当たっては木製品の導入を推進。（庁舎の木造化・内装の木質化、木製の事務机・会議機の導入、間伐材製品（フラットファイル、封筒、印刷用紙、飲料用紙製缶(カートカン)等）の利用を推進）

## 13. その他

### (これまでの取組)

- 農林水産省の施策紹介の実施に当たりメールマガジンを活用
- 太陽光発電施設の整備（本省）
- 輸入麦の買入関係
  - ① 大型船舶の活用による重量当たりの運賃の節減
  - ② 1回当りの荷揚量の増大に伴う荷揚回数の削減による経費節減
  - ③ 買付けを後倒しすることによる保管料の節減
- 旅費システムの導入により出張旅費の算定事務を効率化
- 職員の超過勤務時間の縮減
- 業務能率の向上等に著しく貢献した職員等に対する表彰を実施
- 定期購読物の見直し
- 平成16年から行っている電子決裁実証システムの試験運用の結果を踏まえ、文書管理等業務・システムの現状分析等を実施。（平成17年度）

#### （今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 農林水産省の行政効率化に当たっては、例えば、庁舎整備や備品等の購入に当たって木材等の再生産可能な資源の利用を通じて環境負荷を低減する取組など、農林水産行政の特性を踏まえ、環境保全にも資するよう推進していくこととする。
- 農林水産行政の推進に必要な業務・定員の確保を前提に、業務の大胆な見直しを行い、定員の合理化を推進。（平成18年度より）
  - ① 国の職員による実地調査の原則廃止、調査本数の縮減等による農林統計業務部門の定員の合理化。
  - ② 米麦の備蓄運營業務のIT化等による合理化や調査業務の見直し等による食糧管理業務部門の定員の合理化。
  - ③ 地域での情報収集・提供業務の重点化による情報関係業務部門の定員の合理化。
  - ④ 食品表示監視等の調査方法の効率化等による消費・安全業務部門の定員の合理化。
  - ⑤ 国有林野事業特別会計の見直しに伴う一部業務の独立行政法人化について平成22年度末までに検討。
- 資金前渡官吏が支払をしている退職金、旅費等の支払を支出官払

にし、支払い回数を増やすこと等により、迅速な事務処理を図る。  
(平成18年度より)

- 児童手当、旅費等の職員への支払いに当たり、現金払いから口座振込への転換を一層推進。(平成16年度より)
- 庁舎の有効利用を図る観点から、国以外の者への使用許可面積の見直し(削減)を図るなどしてスペースの確保に努め、会議室等への転用を検討。(平成18年度)
- 一斉定時退庁の推進(平成16年度より)